

令和元事業年度

事業報告書

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日

独立行政法人住宅金融支援機構

目次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	
(1) 法人の目的	3
(2) 業務内容	3
(3) シンボルマーク	3
3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	4
4. 中期目標	
(1) 概要	5
(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標	5
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	6
6. 中期計画及び年度計画	7
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	
(1) ガバナンスの状況	9
(2) 役員等の状況	10
(3) 職員の状況	11
(4) 重要な施設などの整備等の状況	11
(5) 純資産の状況	12
(6) 財源の状況	13
(7) 社会及び環境への配慮等の状況（配慮の方針等）	14
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	
(1) リスク管理の状況	15
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	16
9. 業績の適正な評価の前提情報	20
10. 業務の成果と使用した資源との対比	
(1) 自己評価	23
(2) 当中期目標期間における主務大臣による 過年度の総合評定の状況	23

1 1. 予算と決算との対比	24
1 2. 財務諸表（要約）	26
1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	
(1) 貸借対照表	29
(2) 行政コスト計算書	29
(3) 損益計算書	29
(4) 純資産変動計算書	29
(5) キャッシュ・フロー計算書	29
1 4. 内部統制の運用に関する情報	31
1 5. 法人の基本情報	
(1) 沿革	33
(2) 設立根拠法	34
(3) 主務大臣（主務省所管課）	34
(4) 組織図	35
(5) 事務所所在地	36
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	36
(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較	36
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	37
1 6. 参考情報	
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	40
(2) その他公表資料等との関係の説明	42

独立行政法人住宅金融支援機構 令和元事業年度事業報告書

1. 法人の長によるメッセージ

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が、我が国の社会経済にも大きな影響を及ぼしています。当機構では、機構がローン債権を有している【フラット35】等をご利用いただいているお客さまのうち、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりご返済が困難となった方に対し、今後のご返済に関するご相談を承っております。

具体的には、倒産による解雇や給与の減少等の経済事情や病気等により返済が困難となったお客さまについて、最長15年の返済期間の延長を行うほか、特に失業や収入が激減したお客さまに対しては、最長3年間、元金の据え置きをすること等の対応を行っているところです。

こうした感染症拡大下においてもお客さまが引き続き居住の安定を確保できるよう、お客さまからのご相談に対し丁寧に対応してまいります。

当機構は令和2年4月で設立から14年目を迎えました。この間、多くのお客さまに【フラット35】をはじめとした各種融資をご利用いただき、また、民間金融機関、住宅事業者、地方公共団体、投資家等の多くの関係者の皆さまに、当機構業務へのご理解、ご支援を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の取扱いは堅調に推移しており、おかげさまで累計110万戸のご利用をいただいております。【フラット35】の商品性をわかりやすくお伝えしていくなど、顧客保護の観点にも十分留意しながら、引き続き、お客さまの視点に立ち、ご要望にお応えできるよう取り組んでまいります。

令和元年度は、第三期中期目標期間の3年目に当たり、第一期、第二期を通じて確立した健全な財務基盤を維持しつつ、政策執行機関として我が国の住生活の向上を金融面から支援するため、引き続き、政策実施機能の最大化を図るべく取り組んでまいりました。

地方公共団体が実施する子育て世帯支援、U I Jターンによる移住・定住の促進、コンパクトシティ形成、空き家対策、防災対策の施策と連携した【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を通じて対象世帯の住宅取得を支援するなど、各地方公共団体の皆さまと連携した地域施策の推進に積極的に取り組んでおります。

また、【フラット35】リノベや【フラット35（リフォーム一体型）】を通じて、既存住宅の流通やリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新を促進するとともに、住宅融資保険を活用した【リ・バース60】を通じてご高齢の方の住宅資産を活用した多様な住宅ニーズの実現により地域の住まいづくりを支援するなどの取組も行っております。

一方、マンションの共用部分リフォーム市場における円滑な金融インフラの整備を図ることを目的に、これまで当機構が事務局となり関係団体、民間金融機関などと検討を重ねてまいりましたが、令和元年度には「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」を設立し、管理組合の皆さまがWeb上で平均的な大規模修繕工事費用等を試算できる「マンション版ライフサイクルシミュレーションツール」の作成などの取組を行っております。今後も、関係機関の皆さまと協力してマンションの価値向上に資するよう取り組んでまいります。

資金調達においては、平成30年度から、【フラット35】Sの省エネルギー性に優れた新築住宅を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金用途とするグリーンボンドをSB（一般担保債券）として発行しておりますが、令和元年度は発行額を拡充し、省エネルギー住宅普及促進の取組を投資家の皆さまにより広くサポートし

ていただくことで、良質な住宅の更なる普及促進に取り組んでおります。

発生から10年目を迎えた東日本大震災、平成28年熊本地震や近年の度重なる大規模な自然災害からの復興への支援については、災害復興住宅融資等を通じて、被災されたお客さまからのご相談に対し、地方公共団体との連携のもと、地方公共団体による補助金等の相談と融資の相談をワンストップ対応するなど引き続き丁寧に対応してまいります。

このような住宅政策における課題解決に向けた取組を通じ、今後とも、国民の皆さまや社会に必要とされる組織としてご評価いただけるよう、役職員一丸となって業務に邁進する所存です。引き続き、これまでと変わらぬご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構

理事長 **加藤 利男**



2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

独立行政法人住宅金融支援機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要
な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、（中
略）一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要
な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ
効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること
を目的としています。（独立行政法人住宅金融支援機構法第4条（抄））

(2) 業務内容

令和元年度において、上記の目的を達成するため以下の業務を行っています。

- ア 証券化支援業務
 - (a) 買取型
 - (b) 保証型
- イ 住宅融資保険等業務
- ウ 住宅資金融通等業務
 - (a) 災害復興住宅
 - (b) 密集市街地建替等
 - (c) 賃貸住宅
 - (d) 財形住宅 ほか

(3) シンボルマーク



シンボルマークのコンセプト

家を支える柱をJHFで表現しています。大地を示すラインは躍動感を、
そして全体をまとめる球体が安心と広がりを感じさせます。緑色は成長
や生命力を表します。JHFが家と融合した、シンボルです。

※「住宅金融支援機構」の英字表記がJapan Housing Finance Agencyで
あり、その略称がJHFです。

なお、日本語の略称は「住宅金融機構」です。

3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

住宅金融支援機構は、「住生活基本法」に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定された「住生活基本計画」等において以下のとおり果たすべき役割が定められています。

住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）



○主な政府方針

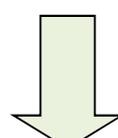
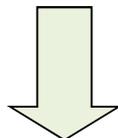
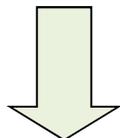
住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）

※その他政府方針として、「ニッポン一億総活躍プラン」、「まち・ひと・しごと創生基本方針」等



○住宅金融支援機構が果たすべき役割

住生活基本計画等の政府方針に基づく施策の実現に向けて、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、住宅金融市場における先導的な取組の担い手としての役割を果たす



証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業
長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに良質な住宅ストックの形成に資するよう、民間金融機関による長期固定金利住宅ローンの安定的供給を支援	保険引受という形でリスクを分担することにより、民間金融機関による住宅の建設等に必要な資金の円滑な供給を支援	住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完

4. 中期目標

(1) 概要

住宅金融支援機構は、住生活基本計画において「新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援する役割が期待される」とされており、具体的には「長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援」や「リフォームの促進等を通じた住宅の質の向上」のほか、「サービス付き高齢者向け住宅の供給促進」、「リバースモーゲージの普及」、「若年・子育て世帯の住宅取得支援」、「住宅を活用したセーフティネット機能の強化」、「地域の特性に応じた豊かな居住環境やコミュニティの形成」といった施策の実現に向けて、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅金融市場における先導的な取組の担い手としての役割を果たしながら、取り組むことが求められています。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「既存住宅流通・リフォーム市場の活性化」や地方創生に向けた取組を推進することとされています。また、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第7条に規定する調査、研究等を行うこととされています。これらの政策の実現に向けた機構による取組や貢献も期待されているところです。このため、機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、国の政策実施機関としての機能の最大化を図ることを目標としています。

詳細につきましては、第三期中期目標をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>



(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、住宅金融支援機構の各々の業務内容を基にしており全部で3つに区分しております。なお、勘定区分については、各業務と財源区分との関係などから5つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり（セグメント区分）	勘定区分
証券化支援事業	証券化支援勘定
住宅融資保険等事業	住宅融資保険勘定
住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付勘定
	住宅資金貸付等勘定
	既往債権管理勘定

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

住宅金融支援機構では、以下のとおり経営理念を定め、コンプライアンスの基本理念としてのコンプライアンス憲章を定めています。

【経営理念】

私たちは、自立的で、透明性・効率性の高い経営のもと、顧客価値の創造を目指して多様な金融サービスを提供することにより、住宅金融市場における安定的な資金供給を支援し、我が国の住生活の向上に貢献します。

【コンプライアンス憲章】

- 1 法令、社会規範等を遵守し、適切な業務執行に努めることにより、国民の信頼を確保します。
 - (1) 法令、社会規範等の遵守
独立行政法人としての基本的使命と社会的責任を常に認識するとともに、あらゆる法令、社会規範等を遵守し、誠実かつ公正な業務執行に努めます。
 - (2) 積極的かつ公正な情報公開
積極的かつ公正に情報を公開することにより、国民に対する事業の透明性を確保するとともに、健全かつ透明な業務執行を推進するため、常に業務の効率化・経営資源の有効活用に取り組みます。
 - (3) 厳正な情報管理
業務上知り得たお客さまに関する情報の取扱いについては、細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正に管理します。
 - (4) 反社会的勢力との対決
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等とも連携して、断固とした姿勢で臨みます。
- 2 お客さまの「安心」と「満足」を徹底的に追求します。
 - (1) 総合的な住宅金融サービスの提供
社会の変革に対応し、多様化・高度化する顧客ニーズを反映した安心いただける商品・サービスを的確に提供します。
 - (2) 適切かつ十分な説明
お客さまとの取引に際しては、商品やサービスの正確かつ適切な情報を提供するとともに、法令等に従い、適切かつ十分な説明を行います。
 - (3) お客さまの声への真摯な対応
お客さまに誠実・親切に対応し、その意見・要望・苦情等あらゆる声を謙虚に受け止め、これを業務に反映します。
- 3 役職員一人ひとりの人格を尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
 - (1) 人格・個性の尊重
信条、性別、年齢、身体障害等に関係なく、すべての役職員一人ひとりの人格及び個性を尊重します。
 - (2) 働きやすい職場環境
働きやすい職場環境の確保に努め、自由闊達な組織風土の醸成を目指します。

6. 中期計画及び年度計画

第三期中期目標を達成するための中期計画に掲げる項目及びその内容と令和元年度の年度計画との関係は以下のとおりです。

詳細につきましては、第三期中期計画及び年度計画をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>



第三期中期計画と主な指標等	令和元年度年度計画と主な指標等
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
<証券化支援事業>	
長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を 25% 以上とする。	長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を 24% 以上とする。
既存住宅の割合を 22%以上(可能な限り 24%)とする。	既存住宅の割合を 20.5%以上とする。
フラット 3 5 子育て支援型の申請戸数を 7,500 戸以上とする。	フラット 3 5 子育て支援型申請戸数を 2,000 戸以上とする。
仮承認の決定をするまでの標準処理期間を 3 日とし、当該期間内に 8 割以上を処理する。	仮承認の決定をするまでの標準処理期間を 3 日とし、当該期間内に 8 割以上を処理する。
フラット 3 5 (保証型) の取扱金融機関数を 5 機関以上増やし、フラット 3 5 (買取型) の取扱金融機関数に対する割合を 2.0%以上とする。	新規にフラット 3 5 (保証型) を取り扱う民間金融機関 (受付を再開するものを含む) 数を 1 機関以上増やす。
外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行う。	ミャンマー連邦共和国等のアジア諸国をはじめとする外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行う。
<住宅融資保険等事業>	
住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数を 70 機関以上とする。	新規にリバースモーゲージ型住宅ローンを取り扱う民間金融機関数を 12 機関以上とする。
保険金支払年度の翌年度末までの年度ごとの回収実績率の平均値を 48%以上とする。	保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の平均値を 48%以上とする。
<住宅資金融通等事業>	
東日本大震災、熊本地震等の被災者に対する支援を継続的に行うとともに、災害が起きた際には、電話や面談による相談等、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との連携のもとで機動的に構築する。	東日本大震災、熊本地震等の被災者に対する支援を継続的に行うとともに、災害が起きた際には、電話や面談による相談等、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との連携のもとで機動的に構築する。
サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の周知等を行い、中期目標期間中の融資承認件数を 80 件程度とする。	サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数を 15 件程度とする。
資金計画に関する相談等に事業の初期段階から対応するなど、マンション建替え等のプロジェクトにおけるまちづくり融資を行う。	資金計画に関する相談等に事業の初期段階から対応するなど、マンション建替え等のプロジェクトにおけるまちづくり融資を行う。
II 業務運営の効率化に関する事項	
一般管理費を平成 28 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 2.5%以上削減する。	一般管理費を平成 28 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 2.5%以上削減する。

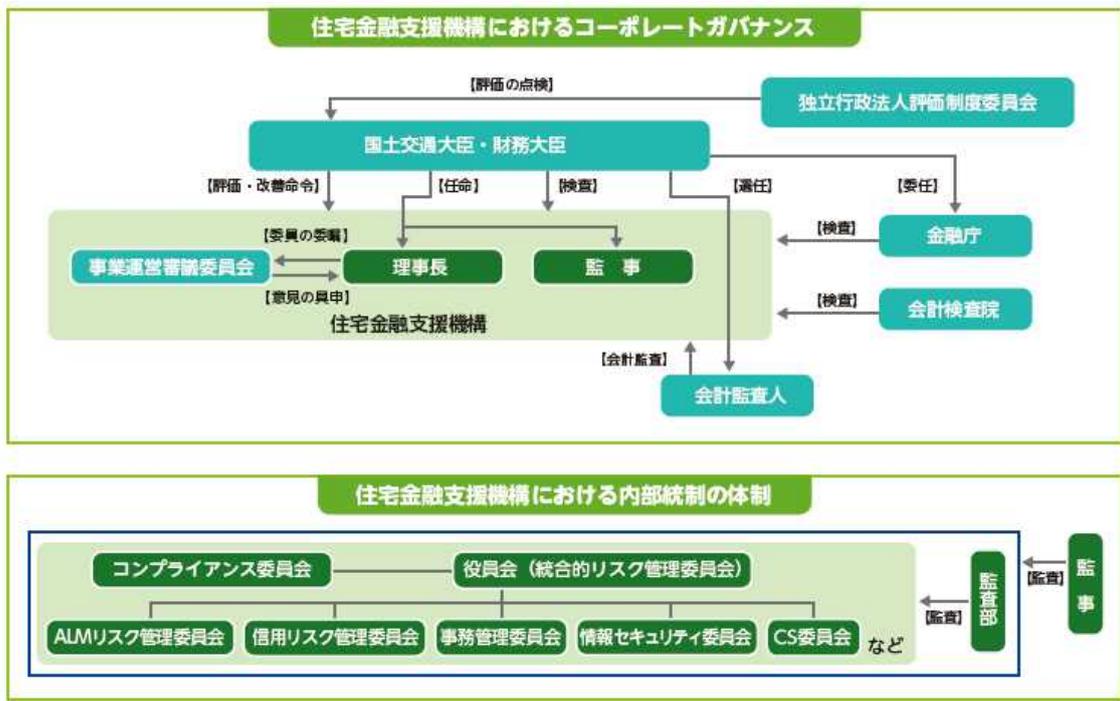
証券化支援業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均を0.18%以下とするように努める。	証券化支援業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均を0.18%以下とするように努める。
直接融資業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均を0.50%以下とするように努める。	直接融資業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均を0.50%以下とするように努める。
競争性のない随意契約の割合（件数・金額）が公表されている直近の全独立行政法人の平均値を上回らないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約の割合（件数・金額）が公表されている直近の全独立行政法人の平均値を上回らないものとする。 調達等合理化計画は、契約監視委員会の点検を受け策定・公表し、年度終了後、実施状況の自己評価についても同様に契約監視委員会の点検を受け評価・公表する。 「独立行政法人の随意契約に係る事務について」による随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	
投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努め、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。	<ul style="list-style-type: none"> 投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努める。 緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。
証券化支援事業においては、中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を1.3%以内とする。	証券化支援事業においては、買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を1.3%以内とする。
既往債権管理業務は、平成28年度末に比べ、リスク管理債権の残高を中期目標期間の最終年度までに30%以上削減する。	既往債権管理業務は、リスク管理債権の残高を平成30年度末から6.5%以上削減する。
短期借入金の限度額 17,000億円	短期借入金の限度額 17,000億円
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項	
お客さまに対し機構の商品・制度に関する十分な説明を行うとともに、お客さまからの相談や苦情には丁寧に対応し、お客さまの要望・ニーズを受け止め、制度・運用の改善に活かす。	<ul style="list-style-type: none"> お客さまに対し機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ十分な説明を行う。 お客さまからの相談や苦情に丁寧に対応し、お客さまの要望・ニーズを受け止めることにより、制度・運用の改善につなげる。
<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な対応を行う。 個人情報の取扱いについては、役職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正かつ円滑な情報公開を行う。 役職員に対する研修や点検を実施することにより、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」等に基づく安全管理措置を着実に実施する。
国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。	国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を実施する。

<p>機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保する。 ・金融、建築、IT等、機構の業務を行う上で高度な専門性が求められる分野について、OJTによるノウハウの蓄積、専門研修の実施、外部組織への研修派遣等により職員の専門性の向上を図る。
---	---

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

住宅金融支援機構では、独立行政法人としての基本的使命と社会的責任を認識し、独立行政法人通則法等に基づき、透明性・効率性の高い経営のもと、高い倫理観と見識を持ち、業務の健全性及び適切性を確保するため、ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付け、積極的な取組を行っています。また、住宅金融支援機構の業務の適正性を確保するための内部統制に係る体制を整備するため、内部統制基本方針を制定し、PDCAサイクルによる適切な内部統制の取組を進めるとともに、統制環境の充実など内部統制の更なる高度化に取り組んでいます。



内部統制システムの整備の詳細につきましては、「14. 内部統制の運用に関する情報」及び業務方法書をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/index.html>



(2) 役員等の状況

(令和2年3月31日現在)

① 役員等の状況

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	加藤 利男	平成29年4月1日 ～令和3年3月31日	監査	昭51年4月 建設省入省 平24年9月 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) (兼)内閣官房地域活性化統合事務局長 (公財)自転車駐車場整備センター理事長 平25年12月 当機構理事長 平27年4月 当機構理事長 平29年4月 当機構理事長(再任)
副理事長	廣瀬 眞司	令和2年1月1日 ～令和5年12月31日	リスク統括	昭60年4月 住宅金融公庫入庫 平29年7月 当機構情報システム部長 平31年4月 当機構理事 令和2年1月 当機構副理事長
理事長代理	清瀬 和彦	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	経営企画、業務企画	昭62年4月 建設省入省 平30年7月 国土交通省大臣官房審議官(都市局担当) 平31年4月 当機構理事 令和2年1月 当機構理事長代理
理事	阿部 悟	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	財務企画、市場資金、CS・事務管理	昭55年4月 住友信託銀行(株)入社 平28年4月 三井住友トラスト総合サービス(株)取締役社長 (兼)三井住友トラスト・カード(株)取締役社長 平29年4月 当機構理事 平31年4月 当機構理事(再任)
理事	古賀 秀敏	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	コンプライアンス・法務、審査、総務人事	昭60年4月 住宅金融公庫入庫 平28年4月 当機構リスク統括部長 平31年4月 当機構理事
理事	田中 敬三	令和元年7月31日 ～令和3年7月30日	地域支援、まちづくり業務、債権管理	平元年4月 建設省入省 平30年7月 国土交通省住宅局市街地建築課長 令和元年7月 当機構理事
理事	大橋 圭造	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	団信・個人業務、住宅融資保険、国際・調査	昭53年4月 (株)日本興業銀行入社 平28年6月 みずほ証券(株)顧問 平29年4月 当機構理事 平31年4月 当機構理事(再任)
理事	佐藤 正人	令和2年1月1日 ～令和3年3月31日	首都圏広域事業本部長、情報システム	昭61年4月 住宅金融公庫入庫 平30年4月 当機構地域支援部長 令和2年1月 当機構理事
監事	齊藤 隆弘	平成29年7月1日 ～令和2事業年度の財務諸表承認日		昭55年4月 東京ガス(株)入社 平26年4月 同社執行役員 導管ネットワーク本部防災・供給部長 平29年7月 当機構監事
監事	船越 恵子	平成29年7月1日 ～令和2事業年度の財務諸表承認日		昭58年4月 住宅金融公庫入庫 平28年4月 当機構コンプライアンス・法務部長 平29年7月 当機構監事
監事	高野 寿也	令和元年7月1日 ～令和2事業年度の財務諸表承認日		平2年4月 大蔵省入省 平28年6月 財務省大臣官房付 (兼)内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付) (兼)内閣官房行政改革推進本部事務局参事官 令和元年7月 当機構監事

- ② 会計監査人の氏名又は名称
有限責任監査法人 トーマツ

(3) 職員の状況

令和元年度末における常勤職員は 849 人（平成 30 年度末比 2 人増加、0.2%増）であり、平均年齢は 43.8 歳（平成 30 年度末 43.8 歳）です。このうち、国等からの出向者は 8 人、民間からの出向者は 1 人です。

なお、前述の常勤職員数のほかに令和 2 年 3 月 31 日付けで退職した常勤職員が 25 人います。

(4) 重要な施設などの整備等の状況

当事業年度に完成した主要な施設等及び当事業年度に継続中の主要な施設等の新設・拡充はありません。

当該事業年度に処分した主要な施設等については、次のとおりです。

- ① 谷津宿舎（取得価額 590 百万円、減価償却累計額 146 百万円、売却額 265 百万円、売却損 179 百万円）
- ② 宮脇宿舎（取得価額 92 百万円、減価償却累計額 20 百万円、売却額 36 百万円、売却損 36 百万円）
- ③ 昭和宿舎（取得価額 117 百万円、減価償却累計額 27 百万円、売却額 43 百万円、売却損 47 百万円）
- ④ 比治山宿舎（取得価額 187 百万円、減価償却累計額 24 百万円、売却額 161 百万円、売却損 2 百万円）
- ⑤ 五日市宿舎（取得価額 189 百万円、減価償却累計額 41 百万円、売却額 131 百万円、売却損 17 百万円）
- ⑥ 小笹第 2 宿舎（取得価額 334 百万円、減価償却累計額 87 百万円、売却額 62 百万円、売却損 185 百万円）

※単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政 府 出 資 金	701,475	-	-	701,475
一 般 会 計 出 資 金	612,575	-	-	612,575
財 政 投 融 資 特 別 会 計 出 資 金	54,500	-	-	54,500
金 利 変 動 準 備 基 金	34,400	-	-	34,400
資 本 金 合 計	701,475	-	-	701,475

②目的積立金の申請状況、取崩内容

前中期目標期間最終年度（平成 28 年度）の積立金 831,427 百万円のうち、団体信用生命保険等業務の財源等に充てるため、前中期目標期間繰越積立金として主務大臣の承認を受けた額は 343,823 百万円である。

令和元年度の前中期目標期間繰越積立金取崩額 2,480 百万円は、固定資産の減価償却に要する費用等に充てるため、取り崩したものである。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳(債券発行、借入金、補助金等)

独立行政法人住宅金融支援機構法第19条に基づき主務大臣の認可を受けて、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業に必要な費用に充てるため、長期借入をし(民間借入金の期末残高402,850万円)、並びに住宅金融支援機構債券及び住宅金融支援機構財形住宅債券を発行しています(令和元年度2,732,209百万円、期末残高19,636,771百万円)。

令和元年度においては一般会計から優良住宅整備促進事業等補助金26,954百万円を受け入れています。

② 自己収入に関する説明(自己収入の概要、収入先等)

当法人の主な自己収入は、以下のとおりです。

資金運用収益：証券化支援業務における買取債権利息、財形住宅資金貸付業務、住宅資金貸付業務及び既往債権管理業務における貸付金利息等

保険引受収益：団体信用生命保険等業務における団信特約料、団信配当金等

役務取引等収益：独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独立行政法人福祉医療機構からの受託業務に係る受託手数料等

当法人の経常収益は586,941百万円で、その主な内訳は、買取債権利息や貸付金利息等の資金運用収益441,312百万円(経常収益の75.2%)、団信特約料や団信配当金等の保険引受収益69,130百万円(経常収益の11.8%)、勤退受託手数料等の役務取引等収益500百万円(経常収益の0.1%)などとなっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況（配慮の方針等）

住宅金融支援機構では、省エネルギー性や耐震性などに優れた住宅を取得する場合に一定期間金利を引き下げる【フラット35】Sを実施するなど、良質な住宅の普及に取り組んでいます。

特に、平成30年度以降【フラット35】Sの技術基準を満たす住宅のうち「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金用途とする住宅金融機構グリーンボンド（※）を発行し省エネ住宅のさらなる普及促進に向けた取組を行っています。

また、調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）等に基づく諸施策を尊重し、これらを踏まえて取り組んでいます。

（※）グリーンボンドとは、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー性の向上といった環境改善効果のある事業（グリーンプロジェクト）の資金を調達するために発行される債券のことです。

なお、平成30年度に発行した住宅金融機構グリーンボンドは、環境省が募集する「平成30年度グリーンボンド発行モデル創出事業に係るモデル発行事例」として選定され、「グリーンボンドガイドライン2017年版」に適合していることが確認されております。



【参考】グリーンボンドの発行実績

	平成30年度	令和元年度				
	機構第255回債	機構第269回債	機構第271回債	機構第274回債	機構第275回債	機構第281回債
年限	20年	20年	10年	10年	20年	20年
発行額	100億円	100億円	200億円	200億円	100億円	100億円
発行日(払込日)	平成31年1月21日	令和元年7月17日	令和元年9月18日	令和元年10月11日	令和元年10月11日	令和2年1月20日
表面利率	0.548%	0.273%	0.055%	0.055%	0.246%	0.350%
格付け	S&P	A+	A+	A+	A+	A+
	R&I	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+

グリーンボンドは、平成30年度より定期的に発行しており、今まで累計で800億円発行しています。また、令和2年度も引き続き発行しています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

住宅金融支援機構では、経営の健全性を維持し、国民の皆さまからのご理解と信頼が得られるように、業務上発生しうる様々なリスクを適切に管理しています。

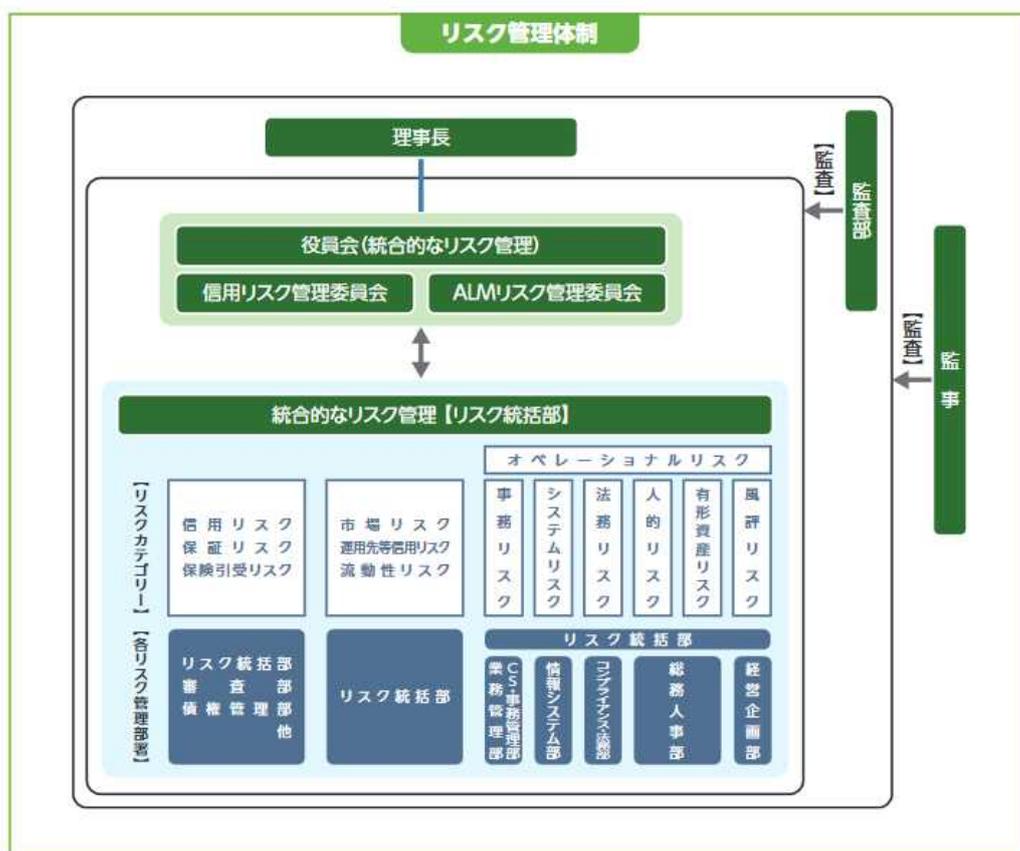
具体的には、リスク管理の目的、各リスクの特定・定義、リスク管理体制・手法、リスク管理の実施状況の監査等基本的な体系を定めた「リスク管理基本規程」、各リスクの具体的な管理手法等を定めた「信用リスク管理規程」等のリスク管理規程を制定しています。

これらに基づき、住宅ローン等の事業の特性を踏まえたリスク管理を実施するとともに、住宅金融支援機構の業務・特性を踏まえ、各リスクを総体的に把握・評価することによる統合的な観点からのリスク管理を行うこととしています。

リスクの種類を信用リスク、保証リスク、保険引受リスク、市場リスク、運用先等信用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに分類しています。また、経済情勢等の大きな変化があった場合は、必要に応じて新たに管理すべきリスクを特定することとしています。

これらのリスクを定性面・定量面から適切に管理するために、各リスクの管理を担当する役員・部署を定める等必要な体制の整備に取り組んでいます。中でも、信用リスク、保証リスク及び保険引受リスクの管理については「信用リスク管理委員会」を、市場リスク、運用先等信用リスク及び流動性リスクの管理については「ALMリスク管理委員会」を設置しています。これらの委員会では、各リスクの状況をモニタリングするとともに、各リスクの管理に関する企画・立案等について審議しています。

また、各リスクを統合的な観点から管理するために、統合的なリスク管理を担当する役員・部署を定め、各リスクの計量結果、管理状況等を全体として把握・評価し、定期的に役員会に報告する等の体制を整備しています。



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

①各リスクカテゴリーに対する対応

【信用リスク】

信用リスクとは、住宅金融支援機構が保有する債権に係る債務者の信用力の悪化等に伴い、資産の価値が減少又は消失することにより損失を被るリスクをいいます。住宅ローンを主な資産とする住宅金融支援機構においては、ローン債権の買取審査及び与信審査並びに保有するローン債権の管理及び自己査定を的確に実施するとともに、信用リスク全体の把握、分析及び管理に努めています。

・買取審査、与信審査

ローン債権の買取審査及び与信審査に当たっては、審査に関する基準や実施方法を定め、適正な審査を行っています。

・自己査定

住宅金融支援機構が保有する貸付債権等についての的確な信用リスク管理を行い、また、「独立行政法人会計基準」に基づいた適切な財務内容の開示を行うため、自己査定基準を制定し、自己査定を行っています。具体的には、回収の不能又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産を分類し、過去の貸倒等の実績を踏まえ算定した予想損失率を乗じる等の方法により、貸倒引当金を算定しています。

・与信ポートフォリオ管理

住宅金融支援機構が保有する債権全体の信用リスク量及びリスクの所在を正確に把握するため、与信ポートフォリオ管理システムによる定期的なモニタリングを通じて、住宅ローンの利用状況の分析、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアムの見直しを行っています。また、信用リスク管理の強化を図るため、与信ポートフォリオ管理システムを活用したリスク計量の一層の充実に取り組んでいます。

【保証リスク】

保証リスクとは、保証事故の発生状況が保証料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、証券化支援業務（保証型）におけるMBSに対する保証等を引き受けています。これらの保証の引受けに当たっては適正に審査を実施するとともに、保証リスク全体の把握、分析及び管理に努めています。

【保険引受リスク】

保険引受リスクとは、保険事故の発生状況が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、民間金融機関の住宅ローンが事故になった場合の保険を引き受けています。保険の引受けに当たっては適正に審査を実施するとともに、与信ポートフォリオ管理システムを活用したモニタリング、将来収支分析による責任準備金の十分性の検証等を通じて、保険引受リスク全体の把握、分析及び管理に努めています。

【市場リスク】

市場リスクとは、金利等のリスク・ファクターの変動に伴い期間損益が変

動するリスクをいいます。住宅ローンを主な資産とする住宅金融支援機構においては、期限前償還リスク、再調達・再運用リスク、パイプラインリスク等があります。

- ・ 期限前償還リスク

期限前償還リスクとは、金利の低下等に伴い貸付金に係る期限前償還額が増加し、予想していた利息収入を逸失すること等により期間損益が悪化するリスクをいいます。住宅金融支援機構では、期限前償還モデルにより期限前償還額を推計するとともに、住宅ローンの証券化、多様な年限による債券発行等を組み合わせて資金を調達することによって管理を行っています。

- ・ 再調達・再運用リスク

再調達・再運用リスクとは、資金の再調達又は再運用が必要となる場合において、調達金利の上昇に伴い支払利息が増加すること又は運用金利の低下に伴い受取利息が減少することにより期間損益が悪化するリスクをいいます。住宅金融支援機構では、金利モデルを活用することにより、将来の金利変動を加味した資産・負債のキャッシュフローを推計し、当該キャッシュフローにより発生する期間損益を計測するとともに、デュレーション等のリスク指標の定期的なモニタリングを実施することによって管理を行っています。

- ・ パイプラインリスク

パイプラインリスクとは、住宅ローンの融資金利決定からその原資の調達金利決定までの期間に金利が変動することにより期間損益が変動するリスクをいいます。住宅金融支援機構では、必要に応じてヘッジ目的の金利スワップ取引を行うこと等により管理を行っています。

【運用先等信用リスク】

運用先等信用リスクとは、余裕金の運用先である債券の発行体、金利スワップ取引のカウンターパーティー等の財務状況の悪化等に伴い、資産の価値が減少又は消失することにより損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、債券の発行体、金利スワップ取引のカウンターパーティー等の信用リスク管理方法を定め、モニタリングを実施しています。

【流動性リスク】

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金繰りがつかなくなること又は資金を確保するために通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引が行えなくなること又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、流動性リスク対応の管理基準として流動性資産等の保有額の下限額を設定し、当該基準を日々遵守し安定的な資金繰り運営を実施しています。また、緊急時の借入枠の設定により調達手段を確保しており、資金繰りの逼迫度に応じた管理区分（平常時、警戒時、危機時）を設定するとともに、「警戒時」及び「危機時」の対応について定めています。さらに、資金繰りに影響を与える事態が生じた場合に迅速に対応を行うことができるよう行動計画（コンティンジェンシー・ファンディング・プラン）を定めるなど、体制を構築しています。

【オペレーショナルリスク】

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくは情報システムが不適切であること又は外生的な事象が発生することにより損失を被るリスクをいい、このリスクには、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクが含まれます。住宅金融支援機構では、顕在化したリスク事象の収集による発生状況の把握、原因分析等を踏まえた対応策の策定等に取り組むとともに、業務に内在するリスクとそれを抑止するコントロール手法を自己評価し、その評価結果に基づき業務改善を行うRCSA（Risk & Control Self-Assessment）に取り組む等、オペレーショナルリスク管理体制の強化に努めています。

・事務リスク

事務リスクとは、役職員（役職員以外の者で機構の業務に従事する者を含む。）が正確な事務を怠ること若しくは事故、不正等を起こすこと又は機構の業務に従事していない者による不正により損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、事務処理マニュアルの整備、事務改善への取組、相互チェックの徹底、事務指導・研修の実施、内部自主点検、事務リスク顕在化事例の収集・分析・再発防止への取組等により事務リスクの削減に取り組んでいます。

・システムリスク

システムリスクとは、情報システムのダウン、誤作動、不備、不正使用等により損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、重要度に応じた区分とリスク評価に基づく対策の実施、性能・信頼性・情報セキュリティ等を踏まえたシステム開発、システム障害の把握・分析・再発防止措置の実施等によりシステムリスクの削減に取り組んでいます。また、万一の障害に備え、危機管理マニュアルを定めるとともに、必要に応じてシステムの二重化、バックアップセンターの設置、災害対応訓練等安定的な稼働の維持に努めています。

・法務リスク

法務リスクとは、法令等違反、不適切な契約締結その他各種取引上の法律関係の不確実性により損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、内部規程の制定、契約書の作成、広告の掲出等を行う際には、法務担当部署によるリーガルチェックを行い、法務リスクの削減に取り組んでいます。また、法令の制定改廃状況、業務に関連する判例等について情報を収集し、法令等違反の防止に努めています。

【その他】

統合的なリスク管理の取組として、中長期的な生涯収益シミュレーションを行っています。同シミュレーションにおいては、将来の金利変動等を加味したキャッシュフローを前提に、信用リスク及び市場リスクの両リスクから発生する損失が金利収入で賄われているかどうかをリスク横断的に計測しています。また、同シミュレーションの中で両リスクについてのストレステストも行っており、両リスクの増加に対する財務上の耐性等を確認しています。

②業務運営上の課題等

【【フラット35】の不適正利用への対応】

投資用物件を自己居住用と偽り【フラット35】を利用する等の不適正利用が懸念される事案を把握したことを踏まえ、モーゲージバンク等への実務的な情報提供、意見交換等を行う場として新たに「モーゲージバンク等連携会議」を設置し、審査強化並びに社内統制及び代理店等管理の強化の働きかけを行っています。令和元年度は、令和元年6月、10月、令和2年1月に当該会議を実施しています。

取扱金融機関全体に対しては、【フラット35】取扱金融機関向けに説明会等を開催し、不適正利用の実態、未然防止のための審査のポイントを共有の上、審査強化の働きかけを実施しています。

また、平成30年度に引き続き買取審査の強化を継続するとともに、お客さまへの注意喚起・居住実態調査等を行い、不適正利用が明らかになった案件について厳正な対応を行っています。

お客さまへの対応については、機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ十分な説明を行うとともに、お客さまから寄せられた相談や苦情にも丁寧に対応し、制度・運用の改善に繋げています。

※ 詳細については、業務実績等報告書をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>



9. 業績の適正な評価の前提情報

令和元事業年度の住宅金融支援機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業のスキームや概要を示します。

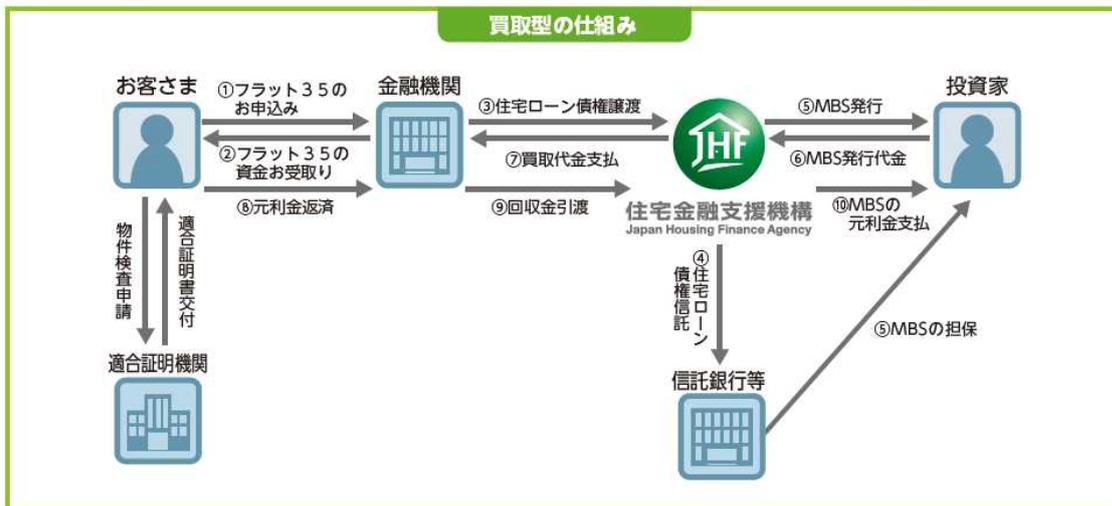
●証券化支援事業

【フラット35（買取型）】

住宅金融支援機構が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託銀行等に信託します。これを担保として住宅金融支援機構がMBS（資産担保証券）を発行し、住宅ローン債権を買い取るための資金を債券市場（投資家）から調達しています（下図参照）。

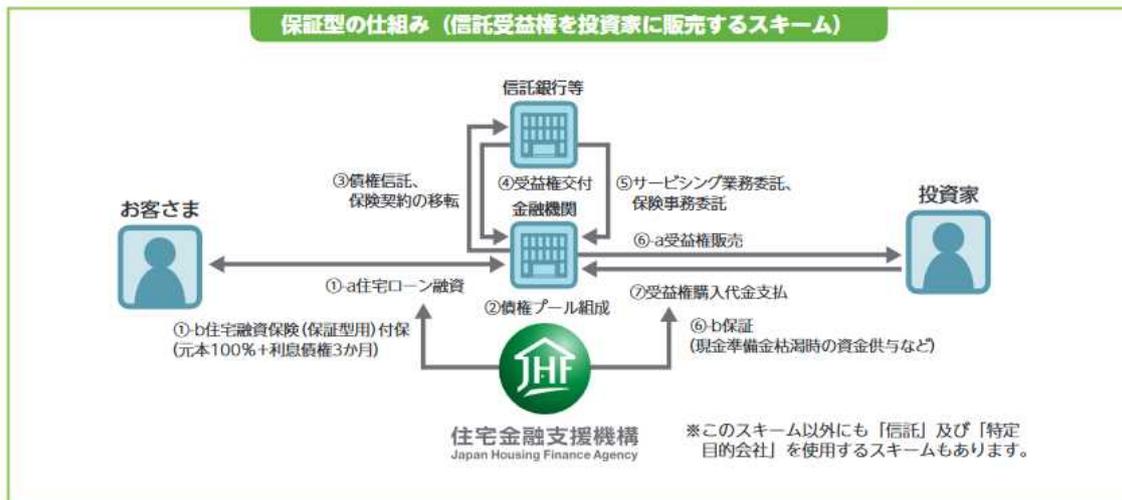
この仕組みを活用することにより、「全期間固定金利の住宅ローン」が民間金融機関においても提供できることとなります。この住宅ローンは、住宅金融支援機構の示す一定の基準（買取基準）に合致したものであり、融資実行と同時に住宅金融支援機構に譲渡されます。

なお、住宅ローンの金利はMBS（資産担保証券）の利率等を基にそれぞれの民間金融機関が決定することになります。



【フラット35（保証型）】

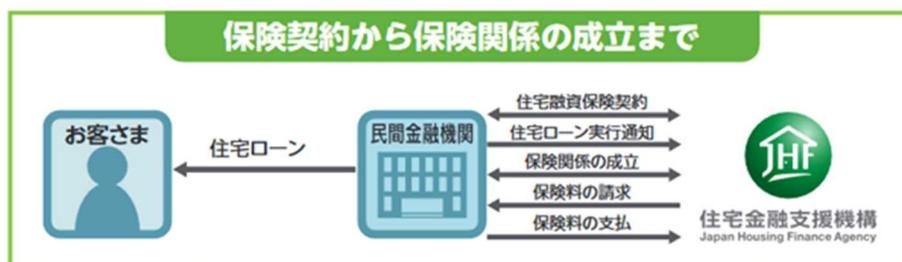
住宅金融支援機構が民間金融機関の全期間固定金利の住宅ローンに対して住宅融資保険（保証型用）を引き受け、当該住宅ローンを担保として発行されたMBSについて、投資家に対して期日どおりの元利払い保証を行う仕組みです。



●住宅融資保険等事業

住宅融資保険

住宅融資保険は、民間の金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合に、あらかじめ住宅金融支援機構と民間金融機関との間で締結した住宅融資保険契約に基づき、保険金をお支払いするものです。



住宅融資保険の主な商品概要（平成31年4月現在）

種別	保険の対象	填補割合
フラット35パッケージ型	●【フラット35】または災害復興住宅融資（東日本大震災関連のみ ^{※1} ）と併せてご利用いただく住宅ローン	10割 ^{※3}
フラット35つなぎ融資型	●本体融資が次のいずれかで土地取得費、工事着工資金、中間金、住宅竣工後の受渡代金等に対する融資期間1年以下のローン ・【フラット35】 ・フラット35パッケージ ・災害復興住宅融資（東日本大震災関連のみ ^{※1} ） ・民間金融機関が災害復興住宅融資（東日本大震災関連のみ ^{※1} ）と併せて融資する住宅ローンであるもの ・【リ・バース60】（令和元年10月以降）	
特定個人ローン保険 ^{※2} （民間金融機関融資型）	●民間金融機関独自の住宅ローン	
【リ・バース60】	●満60歳以上の方が利用するリバースモーゲージ型住宅ローン（住宅ローン利用者がお亡くなりになられたときに元金を一括でご返済いただくローン）	
特定買取再販ローン保険	●中古住宅を買い取り、リフォームを実施して売却する事業（買取再販事業）を行う住宅事業者に対する融資期間1年以下のローン	
特定登録住宅リフォームローン保険	●登録住宅 ^(註) のリフォームまたは登録住宅とするためのリフォームに対するローン (注) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県等に登録された住宅	
個人ローン保険 ^{※2}	●民間金融機関独自の住宅ローン	9割
個人つなぎローン保険 ^{※2}	●土地取得費、工事着工資金、中間金、住宅竣工後の受渡代金等に対する融資期間が1年以下のローン	

※1 令和元年10月以降、東日本大震災関連のみでなく、全ての災害復興住宅融資が対象となりました。

※2 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社である保証会社を保有しない中小金融機関等に限り利用が可能

※3 補填割合が10割のローンについては、機構による付保承認が必要

●住宅資金融通等事業

融資業務

災害で被災した住宅の早期の再建、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設、密集市街地における老朽化住宅の建替え、マンション共用部分の大規模修繕など、政策上重要で、かつ、民間金融機関だけでは十分な対応が困難な分野に限定して、融資業務を行っています。

政策分野	目的	対応する融資等
被災住宅の再建	<ul style="list-style-type: none"> ・災害で被災した住宅等の早期の再建支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例を含む。） （住宅の新築、購入、補修・整地等）
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりや急傾斜地の崩壊に備えて家屋の移転や代替住宅建設等の支援 ・土砂の流出などによる災害から住宅を守るための宅地の補強工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり等関連住宅融資 ・宅地防災工事融資
高齢者の居住安定等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスなどを提供でき、高齢者が安心して暮らせる賃貸住宅の供給支援 ・高齢者が自宅をバリアフリー化したり、マンション建替事業等による住宅の建設又は購入をする場合に、返済方法の特例等を適用し、返済負担を軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 ・リフォーム融資及びまちづくり融資（高齢者向け返済特例）
子育て世帯支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに必要な住戸規模を有し、省エネルギー性能にも優れた賃貸住宅の供給支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資 ・賃貸住宅リフォーム融資
安全な住宅市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の合理的な利用により密集市街地における防災機能をはじめとする居住環境の向上支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションすまい・る債 ・マンション共用部分リフォーム融資 ・まちづくり融資（高齢者向け返済特例を含む。）
マンションストック維持・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの大規模修繕や建替えの支援 ・マンションの修繕積立金の計画的な積立てや、保管・運用をサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震リフォーム融資（高齢者向け返済特例を含む。） ・マンション共用部分リフォーム融資 ・住みかえ支援 ・賃貸住宅リフォーム融資
耐震性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事又は耐震補強工事により一戸建てやマンションの耐震性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震リフォーム融資（高齢者向け返済特例を含む。） ・マンション共用部分リフォーム融資 ・住みかえ支援 ・賃貸住宅リフォーム融資

※ このほか、財形貯蓄を行っている勤労者の方への融資などをご用意しています。

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

令和元年度は年度計画及び第三期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上について、適切に取り組み、総合的にみて本中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。

各事業（セグメント）毎の結果と行政コストを併記したものは下表のとおりです。

詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>

項目	評価 ※	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
<証券化支援事業>（証券化支援業務）	B	214,122 百万円
<住宅融資保険等事業>（住宅融資保険等業務）	A	3,266 百万円
<住宅資金融通等事業>	財形住宅資金貸付業務	1,888 百万円
	住宅資金貸付等業務	149,033 百万円
	既往債権管理業務	136,974 百万円
II 業務運営の効率化に関する事項	B	/
III 財務内容の改善に関する事項	B	
IV その他業務運営に関する重要事項	B	

※評価の説明 S：法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

詳細につきましては、業務実績評価調書をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>

※本事業報告書の作成時点では、令和元年度の主務大臣による総合評価は公表されていないため、記載しておりません。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
評価※	B	B	—	—
理由	平成 29 年度及び 30 年度については、何れも項目別評価は A 又は B であり、全体的には B 評価が大部分であるため、概ね中期計画における所期の目標を達しています。			

※評価の説明 S：法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

【法人単位】

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	26,954,000,000	26,954,000,000	0	
政府出資金	0	0	0	
財政融資資金借入金	63,500,000,000	28,400,000,000	△ 35,100,000,000	(注1)
民間借入金	144,700,000,000	117,900,000,000	△ 26,800,000,000	(注2)
住宅金融支援機構債券	3,280,600,000,000	2,719,106,500,000	△ 561,493,500,000	(注3)
住宅金融支援機構財形住宅債券	39,600,000,000	21,700,000,000	△ 17,900,000,000	(注4)
買取債権回収金	1,174,596,492,844	1,165,563,217,315	△ 9,033,275,529	(注5)
貸付回収金	915,547,728,000	989,071,081,105	73,523,353,105	(注6)
業務収入	528,157,445,719	513,044,548,626	△ 15,112,897,093	(注7)
その他収入	175,838,439,388	344,571,570,636	168,733,131,248	(注8)
計	6,349,494,105,951	5,926,310,917,682	△ 423,183,188,269	
支 出				
業務経費	118,840,327,266	120,637,650,739	1,797,323,473	(注9)
証券化支援業務関係経費	32,514,324,722	27,586,187,688	△ 4,928,137,034	
住宅融資保険等業務関係経費	2,574,866,300	1,964,357,707	△ 610,508,593	
財形住宅資金貸付業務関係経費	449,644,000	405,288,826	△ 44,355,174	
住宅資金貸付等業務関係経費	70,659,518,006	78,565,368,679	7,905,850,673	
既往債権管理業務関係経費	12,641,974,238	12,116,447,839	△ 525,526,399	
買取債権	2,660,223,000,000	2,336,051,420,000	△ 324,171,580,000	(注10)
貸付金	235,130,710,000	234,816,370,000	△ 314,340,000	(注11)
借入金等償還	2,909,415,563,763	2,858,824,835,000	△ 50,590,728,763	(注12)
支払利息	272,272,721,313	247,607,019,128	△ 24,665,702,185	(注13)
一般管理費	3,394,228,000	2,777,945,285	△ 616,282,715	(注14)
人件費	10,998,518,950	11,140,630,790	142,111,840	(注15)
その他支出	131,355,059,192	122,075,703,687	△ 9,279,355,505	(注16)
計	6,341,630,128,484	5,933,931,574,629	△ 407,698,553,855	

(注 1) 住宅資金貸付等勘定における借入金の減

(注 2) 既往債権管理勘定における借入金の減等

(注 3) 証券化支援勘定における債券発行額の減等

(注 4) 財形住宅資金貸付勘定における債券発行額の減

(注 5) 証券化支援勘定における買取債権回収金収入の減

(注 6) 既往債権管理勘定における貸付回収金収入の増等

(注 7) 証券化支援勘定における買取債権利息の減等

(注 8) 証券化支援勘定における有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

(注 9) 住宅資金貸付等勘定における団信保険料支出の増等

- (注 10) 証券化支援勘定における買取債権の取得の減
- (注 11) 財形住宅資金貸付勘定における貸付金の減等
- (注 12) 証券化支援勘定における債券の償還の減等
- (注 13) 証券化支援勘定における債券利息の減等
- (注 14) 証券化支援勘定における管理諸費の減等
- (注 15) 証券化支援勘定における人件費支出の増等
- (注 16) 証券化支援勘定における有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

※ 詳細については、決算報告書をご覧ください。
<https://www.jhf.go.jp/teikyou/zaimu.html>



1 2. 財務諸表（要約）

【法人単位】

① 貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
現金預け金 ※1	795,908	借入金	3,257,072
金銭の信託	141,226	債券	19,636,771
有価証券	766,928	保険契約準備金	41,176
買取債権	17,059,410	預り補助金等	207,835
貸付金	6,776,956	その他負債	281,623
その他資産	106,409	賞与引当金	671
有形固定資産	24,462	退職給付引当金	11,599
無形固定資産	8,937	保証料返還引当金	1,575
保証債務見返	941,985	保証債務	941,985
貸倒引当金（△）	△ 217,147	負債の部合計	24,380,309
		純資産の部 ※2	
		資本金	701,475
		資本剰余金	381
		利益剰余金	1,323,651
		評価・換算差額等	△ 743
		純資産の部合計	2,024,764
資産の部合計	26,405,073	負債・純資産の部合計	26,405,073

② 行政コスト計算書

（単位：百万円）

	金額
I 損益計算書上の費用	438,139
経常費用 ※3	437,190
特別損失 ※4	949
II その他行政コスト ※5	—
III 行政コスト	438,139

③ 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常収益 (A)	586,941
資金運用収益	441,312
保険引受収益	69,130
役務取引等収益	500
補助金等収益	69,645
その他業務収益	41
その他経常収益	6,315
経常費用 (B) ※3	437,190
資金調達費用	235,933
保険引受費用	74,676
役務取引等費用	26,229
その他業務費用	9,933
営業経費	27,769
その他経常費用	62,650
特別利益 (C)	136
特別損失 (D) ※4	949
当期純利益 (A-B+C-D) ※6	148,938
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	2,480
当期総利益 (A-B+C-D+E)	151,418

④ 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価換算差額等	純資産合計
当期首残高	701,475	381	1,174,713	△ 895	1,875,674
当期変動額					
I 資本金の当期変動額	-				-
II 資本剰余金の当期変動額 (その他行政コスト) ※5		-			-
III 利益剰余金の当期変動額 (当期純利益) ※6			148,938		148,938
IV 評価・換算差額等の当期変動額 (純額)				152	152
当期変動額合計	-	-	148,938	152	149,090
当期末残高 ※2	701,475	381	1,323,651	△ 743	2,024,764

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 284,756
買取債権の取得による支出	△ 2,336,051
貸付けによる支出	△ 234,816
人件費支出	△ 11,141
保険金支出	△ 1,968
団信保険料支出	△ 70,616
団信弁済金支出	△ 2,201
買取債権の回収による収入	1,165,563
貸付金の回収による収入	989,071
買取債権利息の受取額	202,611
貸付金利息の受取額	233,856
保険料収入	5,661
団信特約料収入	44,610
団信保険金収入	2,402
団信配当金の受取額	16,460
国庫補助金収入	26,954
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 55,065
地方公共団体補助金等収入	1
その他の収入・支出	△ 260,086
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	257,668
有価証券(債券)の取得による支出	△ 60,835
有価証券(債券)の償還による収入	119,710
有価証券(譲渡性預金)の純増減額	152,000
有形固定資産の取得による支出	△ 152
有形固定資産の売却による収入	697
無形固定資産の取得による支出	△ 1,343
金銭の信託の増加による支出	△ 3,160
金銭の信託の減少による収入	50,807
その他支出	△ 56
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	19,468
民間長期借入金の借入れによる収入	117,900
民間長期借入金の返済による支出	△ 52,800
債券の発行による収入	2,732,209
債券の償還による支出	△ 1,404,563
財政融資資金借入金の借入れによる収入	28,400
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 1,401,462
リース債務の支払いによる支出	△ 96
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 121
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	△ 7,621
V 資金期首残高 (E)	803,529
VI 資金期末残高 (F=E+D) ※1	795,908

※ ※1～※6 を付すこと等により、財務諸表の体系内の情報の流れを明示しています。

※ 詳細については、財務諸表をご覧ください。
<https://www.jhf.go.jp/teikyou/zaimu.html>



13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

財務諸表の概況

(1) 貸借対照表

【資産の部】

法人全体の資産は 26,405,073 百万円となり、そのうち主要な科目である買取債権及び貸付金の合計残高は、前年度比 391,263 百万円増加し、23,836,366 百万円 (1.7%増) となりました。フラット35の新規買取等が前年度より増加した一方で、任意繰上償還の減少等により償還額が前年度より減少したことが主な要因です。

【負債の部】

法人全体の負債は 24,380,309 百万円となり、そのうち主要な科目である債券及び借入金の合計残高は、前年度比 28,330 百万円増加し、22,893,844 百万円 (0.1%増) となりました。新規調達額が前年度より増加した一方で、財政融資資金借入金の償還額が前年度より減少したことが主な要因です。

【純資産の部】

法人全体の純資産は 2,024,764 百万円となり、そのうち利益剰余金は前年度比 148,938 百万円増加し、1,323,651 百万円 (12.7%増) となりました。

利益剰余金には、将来の損失の発生等に備えて独立行政法人通則法第44条第1項に基づく手続又は主務大臣の承認手続を経て積み立てる積立金 1,172,233 百万円を含みます。利益剰余金のうち当期未処分利益 151,418 百万円も同様に積立金としています。

(2) 行政コスト計算書

法人全体の行政コストは、前年度比 11,402 百万円増加し、438,139 百万円 (2.7%増) となりました。損益計算上の費用のうち、資金調達費用が前年度比 42,069 百万円減少 (15.1%減) した一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による貸倒損失に備えるために貸倒引当金を積み増したことにより、その他経常費用が同 56,771 百万円増加 (965.6%増) したことが主な要因です。なお、その他行政コストは発生していません。

(3) 損益計算書

法人全体の当期総利益は、前年度比 52,945 百万円減少し、151,418 百万円 (25.9%減) となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による貸倒損失に備えるために貸倒引当金を積み増したことにより、貸倒引当金繰入額が前年度比 55,957 百万円増加 (1075.4%増) したことが主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

法人全体における純資産の変動は、主に当期純利益相当分の利益剰余金 148,938 百万円が増加しています。その結果、純資産額の合計は、前年度比 149,090 百万円増加した 2,024,764 百万円 (7.9%増) となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

【業務活動によるキャッシュ・フロー】

業務活動によるキャッシュ・フローは、前年度比 180,559 百万円減少し、△284,756 百万円 (173.3%減) となりました。これは、貸付金の回収による収入が前年度比 165,306 百万円減少 (14.3%減) したことが主な要因です。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年度比 137,053 百万円増加し、257,668 百万円 (113.6%増) となりました。これは、有価証券(譲渡性預金)の純増減額が前年度比 122,000 百万円増加 (406.7%増) したことが主な要因

です。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年度比 72,391 百万円増加し、19,468 百万円 (136.8%増) となりました。これは、財政融資資金借入金の返済による支出が前年度比 36,324 百万円減少 (2.5%減) したこと及び債券の償還による支出が同 26,444 百万円減少 (1.8%減) したことが主な要因です。

1 4. 内部統制の運用に関する情報

住宅金融支援機構は、役員(監事を除く。)の職務執行が独立行政法人通則法、独立行政法人住宅金融支援機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、主な項目とその実施状況は次のとおりです。

＜役員会の設置及び役員の分掌（業務方法書第38条）＞

理事長の意思決定に資することを目的として、「役員会規程」を定め役員会を設置し、原則毎週開催しており、令和元年度は38回開催しています。独立行政法人住宅金融支援機構法及び「組織規程」の規定に基づき、理事長が役員等の担当業務を通知し、事務分掌を明示することにより責任を明確化しています。

＜内部統制の推進（業務方法書第40条）＞

内部統制の推進について「内部統制基本方針」を定め、内部統制委員会等として、役員会、コンプライアンス委員会等を設置しています。また、内部統制を担当する役員と職員の面談、モニタリング体制の整備、内部統制に関する研修を行う等、内部統制の推進に向けて適切に対応しています。

＜リスク評価と対応（業務方法書第41条）＞

機構が抱えるリスクを適切に管理し、社会的信用並びに経営における自律性、効率性及び透明性を向上させることを目的とし「リスク管理基本規程」を定めています。また、個別リスクの規模、特性等に応じて、リスク管理に関する事項を審議するため、個別リスク管理委員会として、「ALMリスク管理委員会」及び「信用リスク管理委員会」を設置しています。令和元年度は30回開催しています。

＜情報システムの整備及び利用（業務方法書第42条）＞

情報システムの整備及び利用に関する規程として「情報処理業務取扱規程」を定め、これに基づき職員から役員に必要な情報（特に、危機管理及び内部統制に関する情報）が伝達される仕組みの整備や効率的な業務運営のための業務システムの活用を行っています。また、IT投資による投資効果の確保及びシステムの適正な運営管理に関する事項を審議するため、「IT戦略委員会」を設置しています。令和元年度は9回開催しています。

＜情報セキュリティの確保及び個人情報保護（業務方法書第43条）＞

情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程として「情報セキュリティ規程」を定めています。また、情報セキュリティに係る事項を審議し、情報セキュリティの水準を適切に維持することを目的として「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティ対策推進計画の策定、その実施状況の評価等を行っています。令和元年度は2回開催しています。

＜監事監査及び内部監査（業務方法書第44条、第45条）＞

監事及び監事監査に関する規程等として、「監事監査要綱」等を定め、理事長と常時意思疎通を確保する体制や補助者の独立性に関すること等を定めています。監事は、機構の業務及び会計等に関する監査を行い、監査報告を理事長及び主務大臣に提出し、監査の結果、是正又は改善が必要であると判断したと

きは、その旨の意見を提出することとしています。

また、理事長に直結する内部監査担当部署として、「監査部」を設置しています。理事長は、機構の経営に資するため、経営課題や業務運営上想定される重要なリスクに重点をおいた内部監査を行わせ、その結果について役員会に報告させています。

＜内部通報及び外部通報（業務方法書第46条）＞

内部通報及び外部通報に関する事項を「コンプライアンス規程」に定め、内部及び外部通報窓口を設置し、通報者の保護制度及び通報内容が適切に報告される仕組みを整備しています。

＜入札及び契約（業務方法書第47条）＞

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等に関する規程として「契約監視委員会設置規程」を定めており、令和元年度においては、同委員会を令和元年6月及び12月に開催し、新規の競争性のない随意契約及び一者応札・応募による契約（平成30年10月から令和元年9月までの契約）の点検等を行っています。

また、契約事務の適切な実施等を目的として「会計事務実施細則」を定めており、令和元年度においては、「契約審査委員会設置規程」に基づき、機構内部に設置された「契約審査委員会」を26回開催し、一定価格以上の調達案件に関する審査を行っています。

【その他】

＜事業運営審議委員会＞

「独立行政法人改革等に関する基本方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、中立的な立場の外部有識者により構成される第三者委員会として、「事業運営審議委員会」を設置しています。「事業運営審議委員会設置規程」に基づき、年2回同委員会を開催し、事業運営の妥当性を審議するとともに、審議概要をホームページに公表しています。

なお、令和元年度は令和元年8月6日、令和2年2月7日に開催しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

- | | |
|---------|---|
| 昭和25年6月 | ・住宅金融公庫設立 |
| 平成13年3月 | ・資産担保証券（MBS）の発行を開始 |
| 15年10月 | ・証券化支援事業（買取型）（現在の「フラット35（買取型）」）を開始 |
| 16年10月 | ・証券化支援事業（保証型）（現在の「フラット35（保証型）」）を開始 |
| 17年6月 | ・「フラット35（買取型）」に係る優良住宅取得支援制度（現在の「フラット35S」）を開始 |
| 17年7月 | ・独立行政法人住宅金融支援機構法公布 |
| 18年9月 | ・一般担保債券（SB）の発行を開始 |
| 19年4月 | ・住宅金融公庫廃止
・独立行政法人住宅金融支援機構設立
・独立行政法人第一期中期目標期間開始（平成24年3月までの5年間） |
| 21年6月 | ・「フラット35S」に係る「20年金利引下げタイプ」の取扱いを開始（現在は取扱終了） |
| 22年2月 | ・「フラット35S」に係る当初10年間の金利引下げ幅を拡大（ $\Delta 0.3\% \rightarrow \Delta 1.0\%$ ）（平成23年9月末までの時限措置） |
| 23年5月 | ・東日本大震災により被害を受けられた方に対する災害復興住宅融資及び返済方法の変更の制度を拡充（当初5年間の融資金利0%、返済金の払込みの据置等） |
| 23年11月 | ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を開始 |
| 23年12月 | ・「フラット35S」に係る省エネルギー性に優れた住宅の当初5年間の金利引下げ幅を拡大（ $\Delta 0.3\% \rightarrow \Delta 0.7\%$ （被災地は $\Delta 1.0\%$ ））（平成24年10月末までの時限措置） |
| 24年4月 | ・独立行政法人第二期中期目標期間開始（平成29年3月までの5年間） |
| 27年2月 | ・「フラット35S」に係る当初5年間（長期優良住宅等については、当初10年間）の金利引下げ幅を拡大（ $\Delta 0.3\% \rightarrow \Delta 0.6\%$ ）（平成28年1月末までの時限措置） |
| 28年10月 | ・「フラット35リノベ」（性能向上リフォーム推進モデル事業）を開始（金利引下げ幅は、当初5年間又は10年間 $\Delta 0.6\%$ （平成30年4月以降は $\Delta 0.5\%$ ）） |
| 29年4月 | ・独立行政法人第三期中期目標期間開始（令和3年3月までの4年間）
・「フラット35子育て支援型・地域活性化型」を開始（金利引下げ幅は当初5年間 $\Delta 0.25\%$ ） |
| 29年10月 | ・新機構団体信用生命保険制度付き「フラット35」の取扱いを開始
・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅における家賃債務保証保険の取扱いを開始 |
| 30年4月 | ・「フラット35地域活性化型」に「空き家対策」を追加 |
| 30年8月 | ・「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」に基づく国際業務を開始 |
| 31年1月 | ・「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローンを資金用途とするグリーンボンドを発行 |

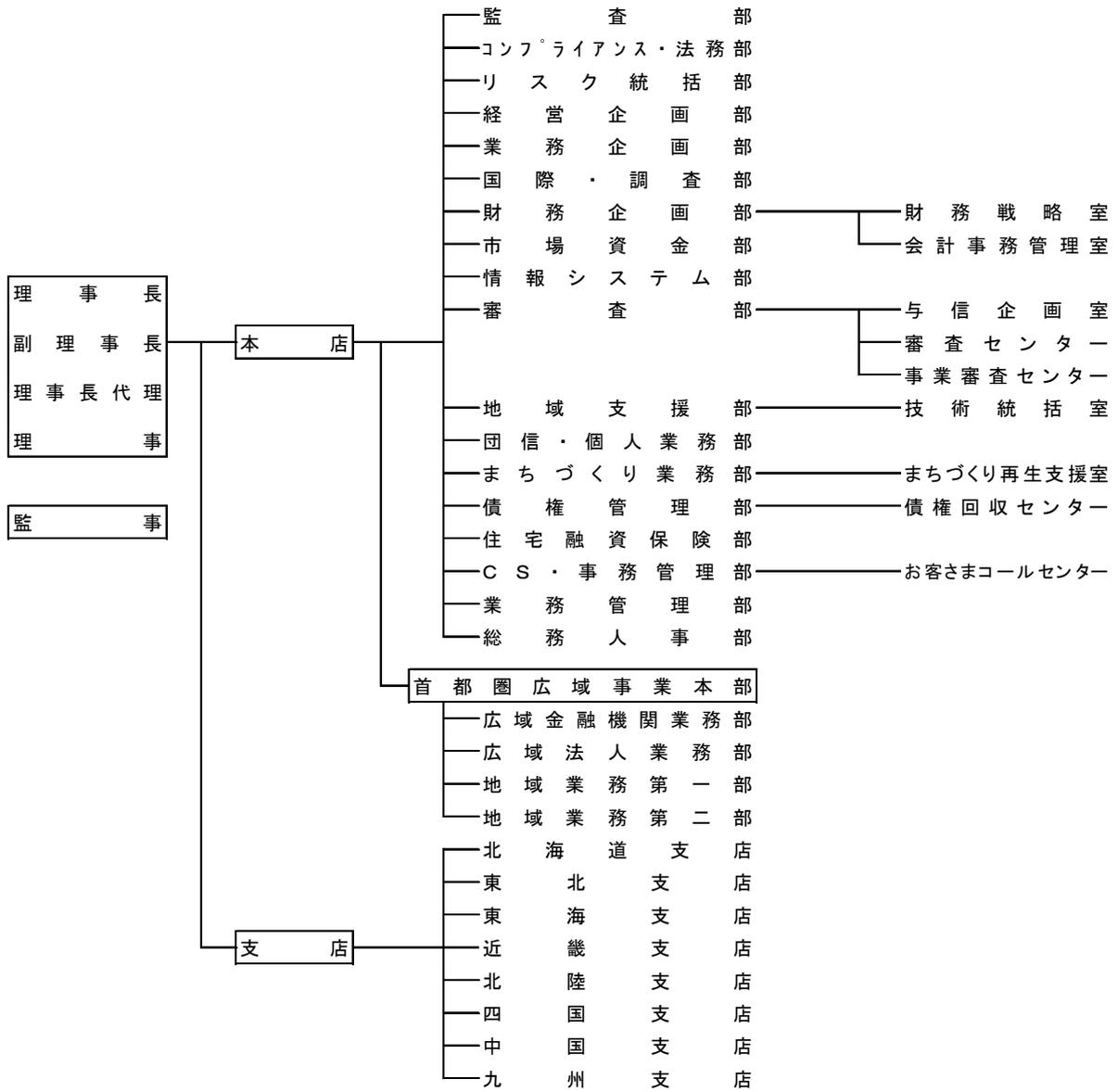
令和元年10月 ・「フラット35地域活性化型」に「防災対策」及び「地方移住支援」を追加

- (2) 設立根拠法
独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）

- (3) 主務大臣（主務省所管課）
国土交通大臣（国土交通省住宅局総務課）
財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）

(4) 組織図

(令和2年3月31日現在)



(5) 事務所所在地

本店	東京都文京区後楽 1-4-10
北海道支店	札幌市中央区北 3 条西 13-3-13
東北支店	仙台市青葉区片平 1-3-18
東海支店	名古屋市中区丸の内 3-23-20 HF 桜通ビルディング 7 階
近畿支店	大阪市中央区南本町 4-5-20
北陸支店	金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 2 階
四国支店	高松市番町 1-6-6 甲南アセット番町ビル 2 階
中国支店	広島市中区基町 8-3
九州支店	福岡市博多区博多駅前 3-25-21 博多駅前ビジネスセンター 6 階

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
当事業年度は該当ありません。

(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

(単位：百万円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
経常費用	612,880	546,165	481,626	425,797	437,190
経常収益	822,071	737,607	668,486	627,351	586,941
当期総利益	215,938	202,537	196,227	204,363	151,418
行政コスト	—	—	—	—	438,139
資産	27,391,974	26,320,216	25,864,287	26,045,505	26,405,073
負債	26,042,721	24,780,964	24,189,545	24,169,831	24,380,309
利益剰余金又は繰越欠損金 (△)	638,486	831,427	973,932	1,174,713	1,323,651
業務活動によるキャッシュ・フロー	772,577	935,641	14,073	△ 104,197	△ 284,756
投資活動によるキャッシュ・フロー	538,529	385,481	391,223	120,615	257,668
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,070,281	△ 1,034,381	△ 452,074	△ 52,923	19,468
資金期末残高	600,070	886,811	840,034	803,529	795,908

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

① 予算

(単位：百万円)

区 分	法人単位
収 入	
国庫補助金	28,704
政府出資金	-
財政融資資金借入金	50,100
民間借入金	132,000
住宅金融支援機構債券	3,088,884
住宅金融支援機構財形住宅債券	37,700
買取債権回収金	1,220,580
貸付回収金	809,185
業務収入	499,214
その他収入	103,111
計	5,969,479
支 出	
業務経費	113,525
証券化支援業務関係経費	31,021
住宅融資保険等業務関係経費	3,250
財形住宅資金貸付業務関係経費	430
住宅資金貸付等業務関係経費	66,729
既往債権管理業務関係経費	12,095
買取債権	2,406,837
貸付金	242,407
借入金等償還	2,612,293
支払利息	230,538
一般管理費	2,960
人件費	10,662
その他支出	350,097
計	5,969,319

② 収支計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位
収益の部	561,508
経常収益	561,508
資金運用収益	448,318
保険引受収益	51,971
役務取引等収益	583
補助金等収益	58,691
その他業務収益	45
その他経常収益	1,901
特別利益	-
有形固定資産処分益	-
その他特別利益	-
費用の部	386,698
経常費用	386,698
資金調達費用	228,799
保険引受費用	64,503
役務取引等費用	25,790
その他業務費用	11,701
営業経費	32,242
その他経常費用	23,663
特別損失	-
有形固定資産処分損	-
純利益又は純損失 (△)	174,810
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,048
総利益又は総損失 (△)	176,857

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位
資金支出	
業務活動による支出	2,997,544
買取債権の取得による支出	2,406,837
貸付けによる支出	242,407
人件費支出	10,662
その他業務支出	107,101
国庫補助金の精算による返還金の支出	-
その他支出	230,538
投資活動による支出	349,314
財務活動による支出	2,612,381
民間長期借入金の返済による支出	41,900
債券の償還による支出	1,548,431
財政融資資金借入金の返済による支出	1,021,962
リース債務の支払いによる支出	88
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定短期借入金の返済による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	795,987
資金収入	
業務活動による収入	2,570,936
買取債権の回収による収入	1,220,580
貸付金の回収による収入	809,185
買取債権利息収入	238,854
貸付金利息収入	202,629
その他業務収入	63,752
国庫補助金収入	28,704
その他収入	7,231
投資活動による収入	89,859
財務活動による収入	3,298,604
民間長期借入金の借入れによる収入	132,000
債券の発行による収入	3,116,504
財政融資資金借入金の借入れによる収入	50,100
政府出資金収入	-
他勘定短期借入金の借入れによる収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	795,827

※ 詳細については、年度計画をご覧ください。
<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>



16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金預け金：現金、預け金及び代理店預託金

金銭の信託：金銭信託

有価証券：満期保有目的の有価証券等

買取債権：証券化支援業務において譲受けた住宅ローン債権

貸付金：住宅資金融通業務に係る貸付債権

その他資産：求償債権、年金譲受債権、未収収益、金融派生商品等

有形固定資産：建物、土地、構築物、リース資産等の有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア

保証債務見返：

証券化支援業務（保証型）に係る保証債務、沖縄振興開発金融公庫及び独立

行政法人福祉医療機構の貸付金に係る保証債務の見返勘定

貸倒引当金：買取債権、貸付金等に係る引当金

借入金：財政融資資金借入金及び民間借入金

債券：

証券化支援業務等の運営に必要となる資金調達のため発行する債券及び債券

発行差額

保険契約準備金：

証券化支援業務（保証型）、住宅融資保険業務に係る支払備金及び責任準備

金

預り補助金等：補助金のうち翌期以降に収益化を行う金額

その他負債：未払費用、前受収益、金融派生商品、未払買取代金等

賞与引当金：賞与を支払うための引当金

退職給付引当金：退職金を支払うための引当金

保証料返還引当金：保証料を返還するための引当金

保証債務：

証券化支援業務（保証型）に係る保証債務、沖縄振興開発金融公庫及び独立

行政法人福祉医療機構の貸付金に係る保証債務

資本金：国からの出資金

資本剰余金：狭義の資本剰余金及びその他行政コスト累計額

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

評価・換算差額等：

民間の金融商品会計基準が適用される金利スワップ取引に係る評価差額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、特別損失

その他行政コスト：

政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に

対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表す

もの

行政コスト：

独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストを表すと

ともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの

算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

資金運用収益：買取債権利息、貸付金利息、有価証券利息配当金等

保険引受収益：正味収入保険料、団信特約料、団信配当金等

役務取引等収益：保証料、受託手数料等

補助金等収益：

国又は地方公共団体から受け入れた補助金のうち当期に収益化した金額

その他業務収益：委託解除手数料等

その他経常収益：保証料返還引当金戻入額、償却債権取立益等

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間繰越積立金の取崩額

特別利益：有形固定資産処分益

資金調達費用：借入金利息、債券利息、買取代金利息等

保険引受費用：正味支払保険金、責任準備金繰入額、団信支払保険料等

役務取引等費用：

金融機関手数料、地方公共団体手数料、サービサー委託手数料等

その他業務費用：債券発行費償却、金融派生商品費用等

営業経費：人件費、業務諸費等、独立行政法人の業務に要した費用

その他経常費用：貸倒引当金繰入額等

特別損失：有形固定資産処分損、減損損失

④ 純資産変動計算書

当期変動額：純資産のうち当期に増減があった額

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：

独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：

将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：

増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等、不要財産に係る国庫納付等による支出が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する以下の報告書等を作成しています。

◆ホームページ

ホームページでは、機構のご案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

<https://www.jhf.go.jp/index.html>



◆ディスクロージャー誌等



ディスクロージャー誌



季報 住宅金融

国民のみなさまや投資家のみなさま等のステークホルダーに機構の取組をお知らせしご理解いただけるよう「ディスクロージャー誌」や「季報 住宅金融」を作成しています。

◆パンフレット等

各商品等のご案内として、パンフレット等をご用意しています。



【フラット35】パンフレット



【リ・パース60】リーフレット



マンションすまい・る債のご案内